

## 学術大会委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(1)、委員会規程及び学術大会規程第4条に基づく学術大会委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は、次の委員をもって組織する。
  - (1) 理事長
  - (2) 総務担当常務理事
  - (3) 事務局長
  - (4) 前年度、当該年度、次年度大会準備委員会から推薦された者各1名以上
  - (5) 常務理事会で推薦された会員若干名
  - (6) その他、理事長が必要と認めた者
- 2 委員の任期を、以下のように定める。
  - (1) 前項(1)から(3)の委員の任期は、当該職在任期間とする。
  - (2) 前項(4)の委員の任期は、原則として当該年度を含む3年とする。
  - (3) 前項(5)及び(6)の委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、第1項で定める委員の中から理事長が指名する。
- 4 担当理事は、総務担当常務理事とする。
- 5 委員会は、会議の目的とする事項を示し、委員長が招集する。
  - 2 委員会には、必要に応じて当該学術大会担当のコンベンション業者などがオブザーバーとして参加することがある。
- 6 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規程は、平成27年6月21日より施行する。